

総会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、定款第58条に基づき、総会の運営について定める。

- 2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総会で定める。
- 3 法令、定款、この規約に定めた事項及び総会で定めた事項のほかは、議長が決する。

(代議員の資格承認)

第2条 総会に出席する会員を代表する代議員は、会員の発行した代議員証明書をこの会に提示し、その資格の承認を受けるものとする。

- 2 定款第56条により代議員から議決権の委任を受けた代理人は、委任状をこの会に提出し、かつ、代議員証明書を会に提示し、会から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは代議員2人までとする。
- 3 書面で議決をする代議員は、書面議決を総会の開会までにこの会に提出しなければならない。

(資格審査委員会)

第3条 理事長は第2条に関する審査を円滑に行なうため、理事若干名で構成する資格審査委員会をおくことができる。

(議席)

第4条 総会に傍聴者があるときは、代議員の席と傍聴者の席を区別する。

(開会)

第5条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した代議員が定款第51条第1項に定める成立要件に達したとき、出席状況を報告し、開会を宣言する。

- 2 監事が招集した総会は招集した監事がこれをおこなうものとする。

(議長の選出)

第6条 理事は、総会にはかつて、出席した代議員の中から議長1名を選出する。

- 2 前項の選出に際し選挙を行なう場合は、拍手、挙手、又は投票による。
- 3 議長は、総会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて、書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第8条 議長は、役員、代議員の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行なわせることができる。

(議事次第)

第9条 議長は議事次第について総会にはかつて定める。

(議案の説明)

第10条 議案はすべて理事がこれを説明する。ただし、必要あるとき議長は理事以外のものに説明させることができる。

- 2 監査結果については監事がこれを行う。

(退場の制限その他)

第11条 出席代議員は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

- 2 出席した代議員または代理人が、総会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。
- 3 総会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総会に報告する。
- 4 第2項に基づき退席する代議員または代理人が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

(発言)

第12条 議長は、発言方法と発言時間を総会にはかつて定める。

- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属・氏名を告げてから発言する。
- 3 傍聴者は、議長の許可を得て発言できる。
- 4 議長は、総会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 5 議長は、総会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する答弁)

- 第13条 代議員は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。
- 2 代議員の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。
- 一 質問が総会の議事日程又は議案に直接関係がないと認められる場合
 - 二 答弁により代議員の共同の利益を著しく害する場合
 - 三 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合
 - 四 答弁により、この会又は第三者の権利を侵害することとなる場合
 - 五 代議員が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - 六 その他正当な理由がある場合
- 3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(修正案)

- 第14条 代議員は、あらかじめ提示された議案の修正案を提出することができる。
- 2 修正案を提出しようとするものは、文書をもってこの会に総会会日の5日前までに提出しなければならない。
- 3 議長は、修正案が提出されたとき、提出者にその説明を求め、その修正案に4名以上の支持があるときは、議題としてとりあげる。
- 4 修正案を議案としてとりあげるとき、議長はまず修正案について採決・採択する。2つ以上の修正案があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採決・採択するものとする。
- 5 議案の提案者は、その議案が議題になったあとでもこれを修正・撤回することができる。

(議事運営に関する動議)

- 第15条 代議員は、討論の続行と終結、総会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。
- 2 動議があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場にはからなくてはならない。但し、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でない認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。
- 3 動議は実出席代議員及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。

(緊急動議)

- 第16条 代議員は、定款第50条に基づき、定款の定める総会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。
- 2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、代議員4名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。
- 3 緊急動議は実出席代議員及び代理人の過半数によって議決する。

(一事不再理)

- 第17条 否決または撤回された議案及び動議は、同じ総会で再び提案できない。

(特別委員会)

- 第18条 総会で必要があると認めるときは、特別委員会を設け議案その他の事項の審議を行なわせることができる。
- 2 前項の委員は総会において選任し、委員は委員長を互選する。
- 3 委員長は委員会の議長となり、この会を運営し、審議の経過および結果を総会に報告しなければならない。
- 4 議長は特別委員会に付託した議案その他の事項の審議の経過および結果の報告を受け、採決・採択に付さなければならない。

(総会の打ち切り、延期および続行)

- 第19条 総会は、総会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(討論の終結)

- 第20条 議長が議案の採決・採択を行なうことを宣言した後は、議案についての発言はできない。

(採決・採択の方法)

- 第21条 採決・採択は挙手、起立、投票の何れかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。
- 2 書面議決書がある場合は、議案ごとにその賛否に加えて採決・採択しなければならない。

(採決・採択の報告)

第22条 議長は採決・採択の結果を報告する。

(分散会または分科会)

第23条 総会で必要があると認めたときは、分散会または分科会を設けて議案その他の事項の審議を行なわせることができる。

2 分散会または分科会の運営は、その都度総会において定める。

3 議長は分散会または分科会に付託した議案その他の事項の審議結果を報告させ、採決・採択しなければならない。

(文書・宣伝物の配布)

第24条 会議場およびその周辺で、総会参加者などに渡す目的をもって配布しようとする文書・宣伝物などはこの会又は議事運営委員の承認をえなければならない。

(秩序の保持)

第25条 総会の議事運営は、すべて議長が指示する。

2 議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。

3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(改廃)

第26条 この規約の改廃は、総会の議決を必要とする。

(施行期日)

この規約は1984年3月29日より施行する。

2 2004年 5月22日 一部改正

3 2009年 5月23日 一部改正

4 2018年 5月26日 一部改訂

なお、合併に伴う規約一部改定のため、施行日は合併の効力発生日とする。

(合併の効力発生日：2018年11月1日)